

日本の物流を支えるトラック輸送

雨にも負けず、風にも負けず、
コロナ禍にあっても使命感は揺るがず、
東西南北、暮らしや産業活動に
欠かせない様々な物資を運び続ける。
そんな、物流に携わるすべての
皆さまに、心から敬意を表します。
本当にありがとうございます。

ドライバーの皆さん ありがとうございます



業界羅針盤

物流不動産首都圏、需要拡大続くネット通販の利用増で
運輸業上場の約3割 新型コロナ具体的「影響」及ぶ
軽油11週連続で下落 物量減も「一筋の光」

2020年版 働き方改革で 活用できる助成金

—— 労働時間縮減や年次有給休暇を促進 ——

一般社団法人SRアップ21

東京会所属／社会保険労務士 鈴木 麻利子＝文

新設・充実した助成金を活用

2020年厚生労働省では、働き方改革の推進により、誰もが働きやすい職場づくりとして、長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などに取り組んでいます。また、女性活躍の推進として、男性育休の取得促進も進めています。本号では、この方針に沿った助成金が新設、あるいは拡充されていますので紹介します。

まずは長時間労働の是正として、今までの「時間外労働等改善助成金」から「働き方改革推進支援助成金」として名前が変わり、予算も拡充され、新しくコースが新設されましたので紹介します。自動車運転業務に関わる労働者は、2024年から年間960時間という上限規制が適用されますので、こちらを使って生産性向上に取り組んでもよいでしょう。

(1)新設：働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コース

この助成金は、生産性を向上させる取り組みを行い、36協定の労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた成果目標を達成すると、生産性向上に要した費用の4分の3が支給されます。(成果目標の内容により上限は50万円～250万円)これは中小企業が対象です。運輸業の中小企業の要件は、資本金が3億円以下、あるいは常時雇用する労働者が300人以下です。

<生産性を向上させる取り組み例>

- 労働の能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(運送業の洗濯機や自動車修理業の自動車のリフト等)

- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計等の導入・更新

- 外部の専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定の作成・変更など

- 求人広告の掲載、HP作成等人材確保に向けた取り組み

- 労働者に対する研修(2種免許取得等の業務研修も含む)

<成果目標>

次の①～④のいずれか一つ以上の成果目標の達成が必要です。(③④が取り組みやすいかもしれません)

- ①月60時間を超える「36協定」の時間外労働時間数を削減
- ②所定休日の増加
- ③特別休暇の整備
- ④時間単位の年次有給休暇制度の導入

申請プロセス

交付申請(2020年11月30日まで)→交付決定→生産性を向上させる取り組み(勤怠管理システム導入等)・成果目標を整備→支給申請

働き方改革助成金のその他のコース

昨年人気があった9時間以上の勤務間インターバル制度導入が、成果目標になる「勤務間インターバル導入コース」やテレワーク導入を成果目標とする「テレワークコース」もあります。この助成金(テレワークコース以外)の支給決定通知を受けると、下記の助成金に進むことができます。

人材確保等支援助成金 働き方改革支援コース

働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇用し、一定の雇

用管理改善を図る場合に、雇用した労働者1人当たり60万円、短時間労働者の場合は40万円が助成。

また、同一労働同一賃金への施策として非正規労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への助成として、キャリアアップ助成金の予算が995億から1,230億円へ拡充されています。

(2)キャリアアップ助成金 正社員化コース

有期契約労働者を正規雇用に転換し、5%昇給させることにより1人当たり57万(大企業は42.75万円)助成されます。

申請プロセス

キャリアアップ計画提出→(正規雇用転換規定がない場合は策定)→有期雇用6カ月以上→正社員化→5%賃金アップして正規雇用として6カ月間経過→支給申請

キャリアアップ助成金のその他のコース

●諸手当制度共通化コース

有期雇用労働者などと正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合、38万円(大企業は28.5万円)助成されます。

●健康診断制度コース

有期雇用労働者等4人以上を対象とする法定外の健康診断を新たに規定・実施した場合、38万円(大企業は28.5万円)助成されます。女性活躍推進として、男性の育児休暇の際の取り組みにより、助成額が追加されることになりま

した。多様な働き方の推進として、介護離職防止コースも緩和されています。

(3)両立支援助成金

出産時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、子供の出生後8週間以内に開始する育児休業(中小企業5日以上、大企業は14日以上)を取得した場合、57万(大企業は28.5万円)助成されます。

新設：対象労働者の育休取得前に個別の面談など、育休取得を後押しする取り組みを実施した場合、中小企業は10万円(大企業は6万円追加)助成されます。

両立支援助成金のその他のコース

●介護離職防止支援コース

介護支援プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業が生じた場合は、28.5万円、職場復帰時28.5万円助成されます。

改訂：介護休業の取得日数の要件の合計14日以上を合計5日以上に緩和

助成金申請には期限がありますので、働き方改革を計画的に進めることができます。働き方改革推進支援助成金は、労働時間などを話し合う委員会や、相談窓口も設置する必要がありますので、充実した社内体制づくりに役立てることもできます。

*生産性要件を満たした場合は、助成金額が加算されます。

*各助成金の情報は2020年4月15日現在の情報です。



一般社団法人 SRアップ21 (<https://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.5」販売中。本誌読者割引あり。お申し込みはホームページから。